

## 福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事（以下「県発注工事」という。）を施工するに当たって元請負人および下請負人が遵守すべき事項等を定めることにより、元請下請関係の適正化および建設業従事者の処遇の改善を図り、もって地域防災力維持の担い手である建設産業の健全な発展を促すことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接請負者 県発注工事を県から直接請け負った元請負人をいう。
- (2) 元請負人 県発注工事に係る全ての下請契約における注文者をいい、一の工事が数次の下請けにより行われる場合にあつては、直接請負者はもとより、それに続く全ての下請契約における注文者をいう。
- (3) 下請負人 県発注工事に係る全ての下請契約における請負人をいい、一の工事が数次の下請けにより行われる場合にあつては、直接請負者からその工事の一部を請け負った者はもとより、それに続く全ての下請契約における請負人をいう。
- (4) 発注機関の長 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第4条第4項の規定により事務の委任を受けたかいの長および福井県出先機関事務決裁規程（昭和50年福井県訓令第4号）別表第1の規定により契約の執行に関する事務を専決することができるかいの長をいう。
- (5) 主たる営業所 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。

### (施工体制台帳等の作成)

第3条 法第24条の8第1項、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第15条第1項および建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の2第2項の規定により、直接請負者は、施工体制台帳（添付書類含む。）、施工体系図および作業員名簿（様式第1号）を作成し、工事現場ごとに備えるとともに、その写しを発注機関の長に提出しなければならない。

2 直接請負者、前項の施工体制台帳および施工体系図に、土砂等の運搬、警備、交通誘導、樹木の剪定、伐採、除草、測量、地質調査その他建設工事以外の委託業務に関しても記載しなければならない。

### (一括下請の禁止)

第4条 元請負人および下請負人は、法第22条および入札契約適正化法第12条の規定により、県発注工事の一部または全部を、いかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせ、または他人から請け負ってはならない。

2 直接請負者がその請け負った工事の一部を下請契約を締結して施工する場合において、当該直接請負者が配置する法第26条の規定による主任技術者または監理技術者（以下「監理技術者等」という。）

が、次の各号のいずれかについて主体的な役割を果たしていないときは、一括して他人に請け負わせているものとして、この要綱の規定を適用する。

- (1) 施工計画の作成
- (2) 工程管理
- (3) 出来形・品質管理
- (4) 完成検査
- (5) 安全管理
- (6) 下請負人への指導監督
- (7) 発注者との協議
- (8) 住民への説明
- (9) 官公庁等への届出等
- (10) 近隣工事との調整

- 3 直接請負者以外の元請負人がその請け負った工事の一部を下請契約を締結して施工する場合において、当該直接請負者以外の元請負人の主任技術者が前項第1号から第6号までのいずれかについて主体的な役割を果たしていないときは、一括して他人に請け負わせているものとして、この要綱の規定を適用する。

#### (下請次数の制限)

第5条 直接請負者は、県発注工事の一部を下請契約を締結して施工しようとするときは、下請の次数を、建築一式工事にあつては3次まで、建築一式工事以外の建設工事にあつては2次まで（設計金額が1千万円以下の土木一式工事にあつては、1次まで）としなければならない。ただし、あらかじめ発注機関の長の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 発注機関の長は、大規模な工事であつて、前項本文に規定する次数の制限をすることが適当でないとするものについては、制限付き一般競争入札実施要領第18条第1項に規定する入札参加資格委員会の議を経て、次数を制限しないこととすることができる。この場合においては、当該工事に係る入札公告において、その旨を明記するものとする。
- 3 第1項ただし書きの規定による承認を受けようとする者は、発注機関の長に対し、下請制限除外承認申請書（様式第2号）を提出しなければならない。
- 4 前項の申請書には、第1項本文に規定する次数を超える下請契約を締結しなければ施工することができない理由を記載しなければならない。
- 5 発注機関の長は、工事品質の低下および下請負人へのしわ寄せがないと認める場合に限り、第1項ただし書きの承認をすることができる。

#### (下請負人の選定)

第6条 元請負人は、下請負人を選定するに当たっては、次に掲げる事項の全てを満たす者の中から選定しなければならない。ただし、第6号および第7号に掲げる事項にあつては、あらかじめ発注機関の長の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 下請契約を締結して施工しようとする工事（以下「下請工事」という。）が建設業法施行令（昭和

31年政令第273号。以下「施行令」という。)第1条の2に規定する軽微な建設工事以外の建設工事である場合は、当該下請工事の施工に必要な種類の法第3条第1項の許可を有している者であること。

- (2) 法第28条第3項もしくは第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、または法第29条の4の規定により営業を禁止されている者でないこと。
- (3) 福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 第16条第2項ただし書きに規定する下請参加停止業者でないこと。
- (5) 社会保険（健康保険、厚生年金保険および雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していない者または社会保険の保険料に未納がある者でないこと（法令の規定により適用を除外されている者を除く。）。
- (6) 県内に主たる営業所を有する者（直接請負者が県から請け負った工事が設計額1千万円以下の土木一式工事である場合にあっては、発注機関が所在する市町を所管する土木事務所が所管する区域内に主たる営業所を有する者）であること。
- (7) 直接請負者が県から請け負った工事に係る競争入札または随意契約の見積り合わせ（以下「入札等」という。）に参加していた者（共同企業体の構成員として参加した者を含む。）でないこと。

2 前条第3項の規定は、前項ただし書きの規定による承認に準用する。

3 前項で準用する前条第3項の申請書には、第1項第6号および第7号に掲げる事項を満たすことができない者と下請契約を締結して施工しなければならない理由を記載しなければならない。

4 第1項に定めるもののほか、元請負人は、下請負人の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 下請工事を施工するに足りる技術的能力を有する者であること。
- (2) 下請工事を施工するに足りる労働力、機械器具等および法定資格者を確保することができる者であること。
- (3) 財務内容が良好であり、経営が不安定な者でないこと。
- (4) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和54年法律第33号）第5条第1項の雇用管理責任者を選任している者であること。
- (5) 一の事業場に常時10人以上の労働者を使用している者である場合にあっては、就業規則を作成し、当該事業場を所轄する労働基準監督署長に届け出ている者であること。
- (6) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に違反して不法に外国人を就労させるおそれがない者、その他建設労働者の募集を適法に行っているものであること。
- (7) 労働災害を起こすおそれがない者であること。
- (8) 賃金不払を起こすおそれがない者であること。
- (9) 附属寄宿舎に建設労働者を寄宿させている者である場合にあっては、寄宿舎規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出ている者であること。
- (10) 下請工事に係る工事代金、資材購入費等の不払を起こすおそれがない者であること。

（下請契約締結に当たっての遵守事項）

第7条 元請負人は、下請契約（変更契約を含む。以下同じ。）の締結に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 下請契約を締結する前に、下請負人に選定しようとする者に対して、当該下請契約の具体的な内容を提示するとともに、法第20条第3項の規定に基づき、当該建設業者が見積りをするために必要な期間を設けること。
- (2) 自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金とする下請契約を締結しないこと。
- (3) 請負金額の決定に当たっては、施工責任範囲、建設工事の難易度、施工条件、工期、工程等を反映した合理的なものとし、見積りおよび当該見積りに基づいた協議を行う等適正な手順を踏まえること。
- (4) 前号の見積りは、できる限り専門工事業団体が作成した標準見積書を活用するものとし、これにより難しい場合であっても、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳および法定福利費の内訳を明示したものとなるよう努めるとともに、双方の協議においては、これを尊重すること。
- (5) 正当な理由なく、下請契約に係る請負代金を減額しないこと（資材等の著しい上昇に伴い工事の内容を変更した場合において、当該請負代金を増額しないことにより、実質的に減額するときを含む。）。
- (6) 下請契約を締結するに当たっては、直接請負者にあつては別表1を、直接請負者以外の元請負人にあつては別表2の条項を遵守すること。
- (7) 下請負人が配置する予定の主任技術者について、次のアからオまでに掲げる事項を満たす者であるか確認すること。
  - ア 当該下請工事を施工するために必要な資格を有していること。
  - イ 当該下請負人と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - ウ 他の工事の専任の監理技術者等として配置されている者でないこと（監理技術者等の兼任について当該他の工事の発注者の承認を受けている場合を除く。）。
  - エ 他の工事の現場代理人でないこと。
  - オ アからエまで掲げるもののほか、当該下請工事の主任技術者として適切に配置できる者であること。

2 元請負人は、下請工事ごとに、誓約書（様式第3号）により、前項各号に掲げる事項を遵守した適正な下請契約であることを確認しなければならない。

3 法第24条の8第2項に定める場合のほか、直接請負者以外の元請負人は、下請工事ごとに、同項に規定する再下請負通知を、当該下請負契約に係る契約書の写しならびに誓約書を添付して、直接請負者に対して行わなければならない。

4 直接請負者は、自らが下請契約を締結したときおよび下請負人が元請負人として下請契約を締結したときは、当該下請契約に係る工事に着手しようとするときまでに、工事元請・下請関係者（変更）届出書（土木工事関係書類作成要領様式-14）に、前項の誓約書（直接請負者以外の元請負人が作成したものを含む。）を添付して、発注機関の長に提出し、当該下請契約に係る契約書および見積書の写しならびに社会保険料の領収書の写しを県発注工事に関する請負契約を締結した法第3条第1項の営業所（以下「営業所」という。）に、備え付けなければならない。

(下請契約の履行に当たっての遵守事項)

第8条 元請負人は、下請契約の履行に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材もしくは機械器具またはこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させてその利益を害しないこと。
- (2) 工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見を聴くこと。
- (3) 下請負人から工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了すること。
- (4) 前号の規定による工事の完成を確認した後、下請負人から当該工事の目的物の引渡しの申し出があったときは、直ちに引渡しを受けること。

(請負代金等の支払に関する遵守事項)

第9条 元請負人は、注文者から請負代金の出来形部分に対する支払または工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合および当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請契約に係る請負代金（以下「下請代金」という。）を、当該支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。

2 元請負人が特定建設業者（法第17条に規定する特定建設業者をいう。以下同じ。）であるときは、下請代金の支払に当たっては、下請負人が特定建設業者または資本金額が4千万円以上の法人である場合を除き、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 下請代金の支払は、前条第3号に規定する建設工事の完成の通知を受けた日（以下「完成通知日」という。）から50日以内または県もしくは元請負人から請負代金の支払を受けた日から1月以内のいずれか短い期間内に支払うこととし、当該期間内においても、できる限り短い期間内に支払うこと。
- (2) 手形を利用する場合にあっては、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。
- (3) 請負代金の全部または一部の支払が完成通知日から起算して50日を経過した日以後に行われたときは、当該50日を経過した日から下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条に規定する率を乗じて得た金額を遅延利息として支払うこと。

(建設業従事者の適正な労働条件の確保)

第10条 元請負人および下請負人は、次に掲げる事項を遵守し、県発注工事に従事する者（以下「建設業従事者」という。）の適正な労働条件を確保しなければならない。

- (1) 建設業従事者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示した雇用契約書を交付すること。
- (2) 一の事業場に常時10人以上の建設業従事者を使用する場合には、就業規則を作成の上、労働基

準監督署長に届け出ること。

- (3) 賃金は、毎月1回以上、一定の日に現金でその全額を直接、建設業従事者に支払うこと。
- (4) 建設業従事者名簿および賃金台帳を適正に作成すること。
- (5) 労働時間の短縮および休日の確保に十分配慮するとともに、労働時間の管理を適正に行うこと。
- (6) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定を遵守し、工事を安全に施工すること。
- (7) 新たに雇用した建設業従事者、作業内容を変更した建設業従事者、危険または有害な作業を行う建設業従事者および新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対しては、安全衛生教育を実施すること。
- (8) 社会保険に加入し、および保険料を適正に納付すること（法令の規定により適用を除外されている者を除く。）。
- (9) 常時使用する建設業従事者に対しては、雇入れの時および定期的に、健康診断を受けさせること。
- (10) 建設業従事者のための宿舎を整備するに当たっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）の寄宿舎に関する規定を遵守し、良好な居住環境を確保すること。
- (11) 建設業従事者の募集を適法に行うこと。
- (12) 出入国管理及び難民認定法の規定に違反して不法に外国人を就労させないこと。
- (13) 施行令第7条の3各号に掲げる法令および最低賃金法（昭和34年法律第17号）第4条第1項の規定を遵守すること。

2 直接請負者は、次に掲げる事項を遵守するとともに、全ての下請負人が前項およびこの項に規定する事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行わなければならない。

- (1) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の規定の遵守
- (2) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による保険料の適正な納付
- (3) 適正な工程管理の実施

3 直接請負者以外の元請負人および下請負人は、前項の指導、助言その他の援助が的確に行われるよう、直接請負者に協力しなければならない。

（下請契約とみなす契約について）

第11条 委託、委任、雇用、出向、応援その他何らの名義を問わず、自社の役員ではない者または自社と雇用契約を締結していない者を県発注工事に従事させている場合は、この要綱の適用上、下請契約により施工しているものとみなす。

2 前項に規定する雇用契約の締結の有無については、社会保険の加入、賃金支払の状況、出勤簿の整備状況等により判断するものとする。

（帳簿書類等の備付け）

第12条 直接請負者は、請け負った県発注工事の現場ごとに、当該工事に関する施工体制台帳および施工体系図（添付書類を含む。）を備え付けなければならない。

2 直接請負者は、県発注工事に関する請負契約を締結した営業所に、当該工事に関する次に掲げる書類等を備え付けなければならない。

- (1) 工事請負契約書

- (2) 下請工事に係る工事請負契約書
  - (3) 自社で雇用した建設業従事者の賃金台帳
  - (4) 自社で雇用した建設業従事者の雇用契約書
  - (5) 自社で雇用した建設業従事者の社会保険の加入状況および支払状況がわかる書類
  - (6) 下請契約を締結するに当たり下請負人から徴収した見積書の写し
  - (7) 下請負人に対して支払った下請代金の額、支払った年月日および支払手段を証明する書類
  - (8) 前項に掲げる書類等
- 3 直接請負者以外の元請負人は、営業所に、当該工事に関する前項第2号から第7号までに掲げる書類等、再下請負通知書（添付書類含む。）を備え付けなければならない。
- 4 下請負人は、営業所に、第2項第2号から第5号までに掲げる書類等および元請負人に提出した見積書を備え付けなければならない。

（指導、報告の徴収等）

- 第13条 発注機関の長は、直接請負者に対して、この要綱の適正な施行を確保するため、必要な指導および助言を行うことができる。
- 2 発注機関の長は、直接請負者に対し、この要綱に規定する事項の実施状況について報告を徴し、または県発注工事の施工に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件の検査を求めることができる。
- 3 前項に規定する場合において、発注機関の長が下請負人の営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件の検査を求めると認めるときは、直接請負者は、その立入検査に協力しなければならない。

（要綱に違反している場合の指示等）

- 第14条 発注機関の長は、直接請負者がこの要綱の規定に違反し、適正な元請下請関係の確保に支障があると認める場合には、直接請負者に対して是正の措置を講じるよう、文書により指示を行うこととする。
- 2 発注機関の長は、下請負人がこの要綱の規定に違反し、適正な元請下請関係の確保に支障があると認める場合には、直接請負者に対して、下請負人に対する指導、是正の要求その他必要な措置を講じるよう、文書により指示を行うこととする。
- 3 下請負人は、直接請負者から前項に規定する指導、是正の要求その他必要な措置を講じるよう求められたときは、これに誠実に対応しなければならない。
- 4 直接請負者は、第1項または第2項の規定による指示を受けたときは、同項の文書に定める期限までに、講じた措置の内容を発注機関の長に対し、報告しなければならない。

（情報受付窓口の設置）

- 第15条 発注機関の長は、この要綱の規定に違反する事実に関する情報を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 直接請負者は、請け負った県発注工事の現場の見やすい場所に、前項の規定により設置した窓口の場所および電話番号その他の連絡先を記載した標識を掲げ、工事関係者に周知しなければならない。
- 3 発注機関の長は、第1項の情報を同項の窓口に通報した者の秘密の保持について、万全の措置を講じなければならない。

(指名停止措置等)

第16条 直接請負者がこの要綱の規定に違反している場合は、指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止等の措置を検討するものとする。

- 2 前項の規定により指名停止等の措置を行う場合において、当該指名停止等について責めを負うべき下請負人があるときは、当該下請負人についても直接請負者に対して講じる措置の範囲内で指名停止等の措置を講じるものとする。ただし、当該下請負人が指名停止等措置要領第1条第1項に規定する有資格業者でない場合は、下請参加停止業者（前項の規定により直接請負者に講じる指名停止等の期間の範囲内で県発注工事の下請負人として下請契約を締結することができない者をいう。）として指定するものとする。
- 3 前項ただし書きの規定により、下請参加停止業者の指定をしたときは、県のホームページにおいて、その商号または名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名および許可を受けている者である場合にあっては、許可番号を公表するものとする。
- 4 発注機関の長は、第1項に掲げる事項に該当する事実があると認めるときは、指名停止等措置要領第9条第1項の規定により、速やかにその旨を土木部長に報告しなければならない。

(入札契約適正化法の規定に基づく通知)

第17条 発注機関の長は、この要綱に定めるもののほか、県発注工事の施工において、元請負人または下請負人に入札契約適正化法第11条各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、国土交通大臣または都道府県知事に対し、同条の規定による通知を行うものとする。

附 則

この要領は、平成26年6月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。



(直接請負者が下請契約を締結する場合)

別表 1 (第 7 条関係)

第 一 条 元請負人および下請負人は、この契約を履行するに当たり、福井県建設工事元請下請関係適正化要綱（以下「適正化要綱」という。）に規定する事項を互いに遵守するものとする。

2 元請負人は、この契約により請け負った工事に関して、適正化要綱の規定に違反するとして、福井県から是正の指示があった場合は、速やかに是正するものとする。

3 下請負人は、この契約により請け負った工事に関して、適正化要綱の規定に違反するとして、元請負人から是正の指示があった場合は、相互に協力の上、速やかに是正するものとする。

4 元請負人および下請負人は、この契約に係る工事に関して、福井県から適正化要綱第 13 条第 2 項および第 3 項の規定による立入検査を求められた場合は、営業所その他工事の施工に関係のある場所への立入りおよび帳簿その他の物件検査について、積極的に福井県および元請負人に協力するものとする。

5 下請負人は、この契約を履行するに当たり、さらに下請契約を締結する場合においては、当該下請契約の請負人に対しても適正化要綱に規定する事項を遵守させるため、適正化要綱別表 2 の条項の規定を下請契約書に明記させる等の必要な措置を講じるものとする。

(直接請負者以外の元請負人が下請契約を締結する場合)

別表 2 (第 7 条関係)

第 一 条 元請負人および下請負人は、この契約を履行するに当たり、福井県建設工事元請下請関係適正化要綱（以下「適正化要綱」という。）に規定する事項を互いに遵守するものとする。

2 元請負人および下請負人は、この契約により請け負った工事に関して、適正化要綱の規定に違反するとして、福井県からこの契約の基となった県発注工事を直接請け負った元請負人（以下「直接請負者」という。）より是正の指示があった場合は、相互に協力の上、速やかに是正するものとする。

3 元請負人および下請負人は、この契約に係る工事に関して、福井県から適正化要綱第 13 条第 2 項および第 3 項の規定による立入検査を求められた場合は、営業所その他工事の施工に関係のある場所への立入りおよび帳簿その他の物件検査について、積極的に福井県および直接請負者に協力するものとする。

4 下請負人は、この契約を履行するに当たり、さらに下請契約を締結する場合においては、当該下請契約の請負人に対しても適正化要綱に規定する事項を遵守させるため、適正化要綱別表 2 の条項の規定を下請契約書に明記させる等の必要な措置を講じるものとする。